

建設国保

KENSETSU
KOKUHO



新型コロナウイルス感染症に係る げんめん 保険料の減免措置が受けられます

建設国保では、新型コロナウイルス感染症により重篤な傷病を負った場合や、組合員の事業収入が一定以上減少した場合に保険料を減免いたします。

◇ 減免となる保険料

令和2年2月分～9月分の保険料（医療分・支援金分・介護分）

◇ 減免となる基準と期間

減免の基準		対象となる期間
組合員が新型コロナウイルス感染症により、 重篤な傷病（ <u>1カ月以上の治療を有する</u> ）を負った世帯		8カ月相当分
新型コロナウイルス感染症 の影響により 組合員の事業収入等の額が 令和元年に比べて 令和2年2～7月の間に	5/10以上減少した世帯	6カ月相当分
	5/10未満4/10以上 減少した世帯	
	4/10未満3/10以上 減少した世帯	4カ月相当分

◇ 減免となる対象

減免となる期間中 当国保組合に資格のある 組合員（減免するのは組合員一世帯分）

※減免期間中（令和2年2～9月）に脱退した方でも、脱退する前月までが対象になります。

※減免期間中（ " ）に新規加入した方も対象としますが、転職による収入減は
保険料減免の対象外です。

◇ 申請に必要な書類（1）

- 重篤な傷病の場合
- ① 医師の診断書等（発症日と療養期間が分かるもの）
 - ② 保険料減免申請書（支部・出張所窓口で配布）

◇ 申請に必要な書類(2)

収入が減少した場合

① 前年と本年の収入が確認できる証明書類

種別	提出証明書(※全て写しで)	
	前年の収入(一年間)	本年の収入(2～7月の間)
法人事業主	令和元年分の源泉徴収票等 ※役員報酬が確認できる書類	給与明細、賃金台帳、帳簿等 ※客観的に収入の減少が判断(確認)できる書類
法人従業員	令和元年分の源泉徴収票等	給与明細、賃金台帳、帳簿等
個人事業主	令和元年分確定申告書B等 ※收受印押印済みのものか、 電子申告の場合は申告受付 日・受付番号が分る書類も 添付	帳簿等 ※客観的に収入の減少が判断 (確認)できる書類
個人従業員	法人従業員に同じ	法人従業員に同じ
一人親方	個人事業主に同じ	個人事業主に同じ

② 保険料減免申請書 (支部・出張所窓口で配布)

③ 新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入減少に係る申出書
No.1 とNo.2 (支部・出張所窓口で配布)

◇ 申請の提出期限

令和2年12月10日(木)

◇ 保険料の返還方法

申請を提出する、出張所や支部窓口へご確認ください。

全国建設国保北海道西支部		窓口名	連絡先	[保険証記号]
釧路出張所	0154-42-0790	[93-0150・53]	旭川出張所	0166-26-1402 [93-0152]
日高出張所	0146-22-1007	[93-0155]	松前出張所	0139-45-3255 [93-0156]
中標津出張所	0153-72-3063	[93-0157]	深川出張所	011-261-5205 [93-0158]
登別出張所	0143-85-1722	[93-0159]	石狩出張所	0133-73-5153 [93-0160・63]
八雲出張所	0137-62-2804	[93-0161]	網走出張所	0152-43-1445 [93-0162]
留萌出張所	0164-43-5353	[93-0165]	富良野出張所	0167-23-6160 [93-0167]
帯広出張所	0155-22-1960	[93-0170]	北見出張所	0157-61-4895 [93-0166・75・76]
苫小牧出張所	0144-73-1072	[93-0185・86]	室蘭西出張所	0143-45-1933 [93-0188・89]
支部直轄(余市・美唄・恵庭・函館・札幌)		011-261-5205	[93-0151・54・64・80～82・91～95]	